

令和 6 年定例会
決算常任委員会 年間白書

令和 7 年 4 月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ～ P 9
3. 委員長報告	P 10 ～ P 25
4. 次期予算編成に向けた提言	P 26 ～ P 31

1. 委員会の構成

委員長 山口 智也

副委員長 笹井 絹予

委員 荒木 美幸

今村 厚美

小田 あけみ

川村 幸康

田中 徹

中川 雅晶

樋口 博己

水谷 一未

森 智子

諸岡 覚

伊世 利子

太田 紀子

加納 康樹

後藤 純子

谷口 周司

早川 新平

樋口 龍馬

村上 暁

森 康哲

山田 知美

伊藤 嗣也

荻須 智之

上 麻理

笹岡 秀太郎

辻 裕登

日置 記平

平野 貴之

村山 繁生

森川 慎

2. 委員会開催状況

決 算 常 任 委 員 会 事 項 書

令和 6 年 5 月 17 日 (金)

全員協議会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 分科会の設置について

4. 理事会の設置について

※配付資料 … 事項書、資料

<会議用システム内のフォルダ> 02_休会中(5～6月)－03_決算常任委員会－01_令和6年5月30日

決 算 常 任 委 員 会 事 項 書

令和6年5月30日(木)

全員協議会室

1. 理事の選任について

2. その他

(1) 休会中の決算常任委員会について

日 程 : 令和6年8月21日(水) 議案聴取会終了後

項 目 : 政策提言に係る進捗状況について

※配付資料 … 事項書、資料

<会議用システム内のフォルダ> 04_休会中（7～8月） — 03_決算常任委員会

決 算 常 任 委 員 会 事 項 書

令和6年8月21日(水)

全員協議会室

1. 政策提言に係る進捗状況について

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ> 05_8月定例会議会 – 03_決算常任委員会

01_本会議

決 算 常 任 委 員 会 審 査 順 序

令和6年9月10日（火）

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告

- ①総務分科会長報告
- ②教育民生分科会長報告
- ③産業生活分科会長報告
- ④都市・環境分科会長報告

2. 分科会長報告に対する質疑

- ①総務分科会長報告に対する質疑
- ②教育民生分科会長報告に対する質疑
- ③産業生活分科会長報告に対する質疑
- ④都市・環境分科会長報告に対する質疑

3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

4. 全体会審査

〔審査項目〕

- （1）防災備蓄品の見直しと市民への啓発について 〔総務分科会〕
- （2）介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について 〔教育民生分科会〕
- （3）公園、緑地等の維持管理のあり方について 〔都市・環境分科会〕
- （4）技師職員確保のための新たな採用方法の構築について 〔都市・環境分科会〕

5. 討論・採決

- 議案第21号 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 議案第22号 令和5年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について
- 議案第23号 令和5年度市立四日市病院事業決算認定について
- 議案第24号 令和5年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

6. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ> 05_8月定例会議会 – 03_決算常任委員会

01_本会議

決 算 常 任 委 員 会 審 査 順 序 (その2)

令和6年9月12日(木)

10:00～ 全員協議会室

4. 全体会審査

〔審査項目〕

(3) 公園、緑地等の維持管理のあり方について 〔都市・環境分科会〕

(4) 技師職員確保のための新たな採用方法の構築について 〔都市・環境分科会〕

5. 討論・採決

- 議案第21号 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 議案第22号 令和5年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について
- 議案第23号 令和5年度市立四日市病院事業決算認定について
- 議案第24号 令和5年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

6. その他

※配付資料 … 事項書、資料

<会議用システム内のフォルダ> 05_8月定例会議会 – 03_決算常任委員会

決 算 常 任 委 員 会 事 項 書

令和6年9月17日(火)

全員協議会室

1. 四日市市議会提言シートの確認について

※配付資料 … 事項書

<会議用システム内のフォルダ> 09_2月定例会月議会 ― 03_決算常任委員会

決 算 常 任 委 員 会 事 項 書

令和7年3月13日(木)

全員協議会室

1. 令和6年定例会決算常任委員会年間白書について

3. 委員長報告

決算常任委員会委員長報告（令和 6 年 8 月 定例月議会）

決算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、今定例月議会の決算審査においては、各分科会にて課題等を整理の上、全体会において委員間討議を通じて意見集約を図り、次年度の予算編成に向けた政策提言として取りまとめる方針で審査を進めました。

審査においては、まず総務、教育民生、産業生活、都市・環境の 4 分科会において、それぞれの所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて全体会においては、まず各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

次に、全体会審査においては、各分科会から政策提言に向け課題等の抽出が行われ「論点整理シート」にまとめられた 4 項目について、重点的に審査を行いました。

それでは、全体会審査を行った各項目について順にご報告申し上げます。

1 項目めは、「防災備蓄品の見直しと市民への啓発について」であります。

総務分科会長からは、分科会において、令和 6 年能登半島地

震の教訓を生かし、地域や各家庭で備蓄しにくい飲料水やプライベートルームなどの備蓄品について、公助の観点から拡充を図ること、また、備蓄品の保管場所が不足するのであれば、備蓄品の内容を見直すとともに、保管場所として活用できる場所を調査、検討すること、さらに、市民の災害への意識が高まっているこの機を捉えて、自助の観点から各家庭での備蓄を啓発することを論点として、政策提言に向け全体会で審査すべきと決したとの報告がありました。

委員間討議において、委員からは、理事者に対し、簡易ベッドの組み立て方など、備蓄品の使い方を知らない、有事の際にうまく使用できないのではないかと危惧するが、市民に訓練する機会はあるのかとの質疑があり、理事者からは、自主防災組織の役員等に対しては、訓練の際に実演し、使用方法を確認してもらっているとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、理事者に対し、普段から備蓄用品に触れて知識を深めてもらうことが重要であるため、例えば簡易ベッドなどに購入補助を設けて、市民に各家庭で備蓄してもらうことも検討すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、現時点では各家庭への補助は検討していないとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、各家庭で普段から備蓄品に触れられるような、新しい考え方も必要であると考えたとの意見がありました。

また、他の委員からは、他の自治体では、各家庭にカタログギフトの方式で防災用品を補助している自治体もあり、様々な防災用品が掲載された冊子を見ながら家庭での防災意識を啓発する施策を実施しており、本市でも自助の意識を市民に根付かせる施策も検討すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、理事者に対し、備蓄のあり方について、本市の事情に合わせた考え方を持つ必要があるのではないかとの質疑があり、理事者からは、市内でも地域によって被災状況が異なるため、地域の特性を踏まえた備蓄について検討していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、理事者に対し、そもそも本市の備蓄量は足りているのかとの質疑があり、理事者からは、現時点の想定に対してはある程度充足しているが、県が南海トラフ地震の計画の見直しを行うと聞いており、それに応じて再検討が必要になるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、理事者に対し、令和6年能登半島地震のように道路が寸断されて給水車が通れない場合、各避難所等では、どのように飲料水を確保するのかとの質疑があり、理事者からは、道路啓開が進まないで給水車による給水活動ができないことも想定されるため、災害時受援計画、給水計画を見直していきたい。また、併せて、能登半島地震や日向灘で発生した地震も踏まえながら、水の備蓄や給水に係る新たな手法について、危機管理統括部と上下水道局で協議したいとの答弁が

ありました。

また、他の委員からは、理事者に対し、市は災害時における応急給水支援として病院や企業等と協定を締結しているが、市民が水を求めて協定先に殺到した場合の対応方法について確認したいとの質疑があり、理事者からは、協定先に提供可能な範囲を確認し、その上で広報を行うとの答弁がありました。

また、他の委員からは、備蓄品の拡充にはさらなる税投入が必要となることを鑑みると、本市だけで全てを賄うのではなく、災害時における自治体間の広域連携なども踏まえて、備蓄の在り方を検討すべきであるとの意見がありました。

以上の討議を経て、以下の提言を行うことについて意見集約に至りました。

政策提言。「防災備蓄品の見直しと市民への啓発について」。

「１、令和６年能登半島地震の教訓を生かし、自助として家庭などでの備蓄について市民への周知を図ること。

２、行政として、備蓄品の見直しや拡充を検討するとともに、それらを保管する場所が不足するのであれば、新たな保管場所の調査と検討を進めること。また、その際には、補助金制度等を活用した家庭での保管という手法についても検討すること。」

２項目めは、「介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について」であります。

教育民生分科会長からは、分科会において、本市では、介護

認定の申請を行ってから認定までに、直近では平均42日程度を要しているが、介護保険法では30日以内と定められており、全国・県内の自治体も平均40日程度となっているため、日数短縮が課題であること、また、介護認定に係るデジタル技術の活用に取り組む自治体が増えており、介護認定の日数短縮を実現している自治体もあることから、本市でも調査研究を行い、日数短縮につなげる必要があることを論点として、政策提言に向け全体会で審査すべきと決したとの報告がありました。

委員間討議において、委員からは、理事者に対し、要介護認定に至る過程のうち、何をD X化することで日数短縮が図れるのかとの質疑があり、理事者からは、調査員が行う基本調査74項目などの、心身の状況に関する訪問調査や主治医意見書のやり取りをD X化することで日数を短縮できる余地があると考ええる。例えば、他の自治体では、調査票をその場で作成できるアプリが入ったタブレットを用いて短縮を図っている事例もあるとの答弁がありました。

これを受けて、他の委員からは、D X化に向けた調査研究に当たっては導入費用についても十分に研究してほしいとの意見がありました。

また、委員からは、理事者に対し、主治医意見書をオンライン化するには個人情報取り扱いが課題であり、D X化に向けた環境整備について確認したいとの質疑があり、理事者からは、現在、国において、医師と保険者の間で共通基盤を構築し、情

報をオンライン化できるようにする構想があるため、その動向を見据えながら研究したいとの答弁がありました。

また、委員からは、理事者に対し、調査員の人員体制が十分でないために調査に時間を要していることはいないのかとの質疑があり、理事者からは、申請件数が多い時期には調査までの日数に時間を要してしまうことはあるが、委託による調査を増やす等の対応を行っているとの答弁がありました。

また、委員からは、理事者に対し、2次判定を行う介護認定審査会による審査日数の短縮を図ることはできないのかとの質疑があり、理事者からは、医療、介護などの各種の専門職の方に対し、審査委員の業務をお願いしている立場であり、短縮を申し出ることは難しいとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、理事者に対し、2次判定においては、短縮を図るよりも判定内容の質的向上を求めていくのかとの質疑があり、理事者からは、今後調査研究していく中では、D Xに限らず、判定内容の質的向上についても併せて研究したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、市の職員も研修を受ければ認定調査を行うことができるため、介護認定を待つ市民がいる中、日数短縮のためにも検討してほしいとの意見がありました。

以上の討議を経て、以下の提言を行うことについて意見集約に至りました。

政策提言。「介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査

研究について」。

「１、高齢化に伴い、要介護認定の申請の増加が想定される中で、職員や調査員の業務効率化を図り、市民の利便性を向上させるため、介護認定にかかる日数の短縮に向けた調査研究を行うこと。

２、調査研究にあたっては、申請のオンライン化、ＡＩを活用した調査票の整合性の確認、認定調査員が直接入力できるシステムなどについても、調査事項に加えること。」

３項目めは、「公園、緑地等の維持管理のあり方について」であります。

都市・環境分科会長からは、分科会において、住民、企業がより協力しやすい公園や緑地の維持管理等について、また、企業や団体が行う公園の維持管理に対するインセンティブの検討についてを論点として、政策提言に向け全体会で審査すべきと決したとの報告がありました。

委員間討議において、委員からは、理事者に対し、いくつかの企業から、公園等のボランティア活動への参加に前向きな声を聞いているとのことだが、自治会やボランティア団体等は企業の協力に好意的なのかとの質疑があり、理事者からは、企業によるボランティア参加の可能性については、現時点で自治会等に伝えていないため、今後双方の意向を調整しながらマッチングにつなげたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、理事者に対し、本市ではボランティア団体等に活動に必要な資材や資金等の活動費を支援しているが、人件費も対象なのかとの質疑があり、理事者からは、人件費は対象ではないとの答弁がありました。

また、委員からは、理事者に対し、令和5年度は森林環境譲与税の大部分を基金に積み立てたとのことだが、これらを活用し、ボランティア団体等の人件費を支援することはできないのかとの質疑があり、理事者からは、他部局の基金の活用も検討していきたいとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、公園や緑地だけではなく里山保全の維持管理についても対応が追いついてないため、部局間で連携し、より効果的な手法について研究してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、一義的には市が維持管理を行う必要があるのであれば、ボランティア団体等に頼る前に、委託先を増やすといった手法は検討しないのかとの質疑があり、理事者からは、現在四日市シルバー人材センターを中心に委託しているが、同会員も高齢化しており、委託を増やすのも限界がある中で、企業にも協力いただけないか、ヒアリングを行っているとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、理事者に対し、森林環境譲与税等を活用し、まずは行政が公園等の維持管理をしっかりと行った上で、ボランティア団体等に依頼していくのがあるべき姿ではな

いかとの質疑があり、理事者からは、行政が担う部分、地域等に協力いただく部分を整理し、基金の活用も含め、今後検討していきたいとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、公園等の維持管理を行政の責任で行うことは防災の観点からも必要であり、そこをボランティア団体等の善意に頼ることが適切なのか疑問であるとの意見がありました。

また、他の委員からは、理事者に対し、維持管理にかかる費用を鑑みると、利用が少ない公園等は集約を図るなどして整理していくことも検討すべきであり、廃止した公園等の土地を売却していくべきではないかとの意見がありました。

また、委員からは、業者に維持管理を委託したことにより、地域による除草などの自主的な活動がなくなった地域もあると聞いており、維持管理が地域で成り立っている場所とそうでない場所を分けて考えるべきではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、理事者に対し、現在の活動団体が高齢化する中で、若い世代にもその活動に参画してもらうためには、市民生活部などと部局を横断して官民連携のあり方を再構築し、加えて、適正な運営費を支援することで継続的な活動を行えるような仕組みが必要なのではないかとの質疑があり、理事者からは、ボランティア団体等にインセンティブを提供することで継続的に活動してもらうことは重要であるが、様々な形態でのボランティア活動があるので、公平感が損なわれず、ボ

ランティアの趣旨から外れないような制度構築が必要だと考えており、市民、企業、行政が連携して取り組める仕組みを構築できるよう検討したいとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、官民連携や企業へのインセンティブのあり方をどう考えていくかが重要であり、また、地域ごとの特性に配慮しつつも、ある程度のガイドラインを定めて進めるべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、現在は活動団体に対し、草刈り機の替え刃等の資材の支援しか行っていないが、地域の声としては活動に必要な機械の購入にかかる補助を強く求めており、支援の拡充をすべきと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、地域からも機械の購入に対する補助についての要望をいただいており、検討していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、企業に協力を求める場合、その企業の社員は望まないボランティアをすることにもなりかねないので、こうした部分も配慮すべきだとの意見があり、これに対し、他の委員からは、その点は企業が判断する部分であり、行政がそこまで配慮する必要があるのかは疑問であるとの意見がありました。

以上の討議を経て、以下の提言を行うことについて意見集約に至りました。

政策提言。「公園、緑地等の維持管理のあり方について」。

「１、担い手の高齢化が進み、公園・緑地等の維持管理が困難となっているため、市が主体となって委託の拡充など必要な取組を実施した上で、住民、企業がより協力しやすい公園の維持管理と市民協働による里山保全について、有償ボランティアに関する制度づくりなどを検討すること。

２、企業や団体が行う公園の維持管理に対して、公園の利用許可や看板の設置等のインセンティブの導入を検討すること。

３、活動団体への支援については、活動に必要な機械等もその対象とするなど、拡充を検討すること。」

４項目めは、「技師職員確保のための新たな採用方法の構築について」であります。

都市・環境分科会長からは、分科会において、慢性的に不足する上下水道局の技術職員について、手当の拡充や職場環境の改善、上下水道局独自の職員採用を行うなど、新たな施策の実施を検討し、増員を図ることを論点として、政策提言に向け全体会で審査すべきと決したとの報告がありました。

委員間討議において、委員からは、理事者に対し、技術職員の不足は上下水道局以外の部署では問題となっていないのかとの質疑があり、理事者からは、市役所全体としても不足しているとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、市役所全体で技術職員が不足しているのであれば、この課題は上下水道局が独自に取り組むので

はなく、市として取り組むべきであるとの意見がありました。

また、委員からは、理事者に対し、技術職の採用試験について、年齢上限の引上げや、職務経験及び資格要件の撤廃など、経年的に受験資格の緩和を行ってきたが、効果はあったのかとの質疑があり、理事者からは、一定の効果はあったとの答弁がありました。

また、他の委員からは、理事者に対し、受験資格や試験時期の見直しも必要である一方で、生活に欠かせない水を扱う仕事の魅力を若い世代に伝え、興味を持ってもらうことも重要であり、既に実施している中学生の職場体験や高校生のインターン受け入れ以外にも、長期的な視点を持って、継続的かつ系統立てた取組を展開していくべきではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、理事者に対し、以前は、採用試験の日程が県と重なることで新規採用者が確保しづらいという課題があり、試行的に日程を前倒しして実施した時期があったが、現状について確認したいとの質疑があり、理事者からは、令和4年度は県と日程をずらして採用試験を実施したが、県と市両方の採用試験を受験していずれも合格した場合、結果的にどちらかの内定の辞退につながってしまうため、安定した人材確保という観点から、現在は県と同時期の試験日程に戻しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、理事者に対し、上下水道局独自の職員採用に対する考え方を問う質疑があり、理事者からは、技術

職員は、配置転換によって上下水道局や都市整備部などを経験することで、その知識や経験を様々な場面において生かすことができると考えているため、今後も市として技術職員の採用を行っていききたいとの答弁がありました。

これを受けて、他の委員からは、採用試験を受験する側の立場から考えると、四日市市の職員となることに魅力を感じる受験者もいるのではないかとこの意見がありました。

また、委員からは、理事者に対し、就職活動を行う人にとって試験日程が遅いことはリスクでしかなく、一般企業は一定数の内定辞退者が出ることを見越した上で採用試験日程の大幅な前倒しを行っているため、人材確保のためには改めて試験日程を早めることを検討すべきではないかとこの意見がありました。

また、他の委員からは、理事者に対し、現在、特に理系学部卒業者は民間企業との給与格差が大きい、技術職員のみ給与の引き上げを行うことは法令上可能なのかとの質疑があり、理事者からは、職種によって差をつけてはならないという縛りはないとの答弁がありました。

以上の議論を受け、委員長からは、本件については、上下水道局の不用額から議論が始まったものの、技術職員の不足については上下水道局のみが抱える課題ではなく、技術職員を擁する他の部局や人事を司る総務部を含めた市全体の課題であるため、所管の各委員会で今後も継続して経過の確認や課題解決に向けた議論を行うこととしてはどうかとの意見がありました。

これに対し、委員からは、上下水道局の予算は公営企業会計として独立しており、市として職員採用を行わなくてはならないという法的な根拠があるわけではないため、その視点も踏まえて考えるべき課題であるとの意見がありました。

また、他の委員からは、技術職員の不足については、以前より課題として認識し、これまでも所管の委員会で議論してきたため、引き続き議論を深めていきたいとの意見がありました。

以上の討議を経た結果、本件については政策提言とするのではなく、関係する委員会において今回の議論を踏まえ、委員会活動の中で課題解決に向けた議論を行うよう求めることといたしました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第21号 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、ないし、議案第24号 令和5年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定についての4議案につきましてはいずれも別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

最後に、今定例月議会の決算審査において、当委員会にて取りまとめた提言については、本日、議長に政策提言実施に係る申し入れを行い、当市議会からの「政策提言」として市長に提言されましたことを申し添えます。

これをもちまして、決算常任委員会の審査報告といたします。

4. 次期予算編成に向けた提言

四日市市議会

提言シート

(1) 防災備蓄品の見直しと市民への啓発について

(2) 介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について

(3) 公園、緑地等の維持管理のあり方について



令和6年9月24日

○ 四日市市議会提言シート

— 目次 —

- (1) 防災備蓄品の見直しと市民への啓発について … P 3
- (2) 介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について … P 4
- (3) 公園、緑地等の維持管理のあり方について … P 5

※備考

各提言シートの末尾に、参考として、以下の分類に基づく決算常任委員会における事業実施に関する意見を付記した。

【事業実施に関する意見】

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言シート

～次期予算編成に向けて～

(令和6年8月定例会議会 決算常任委員会)

No. 3

事業名	公園、緑地等の維持管理のあり方について	
事業概要	地元自治会、公園愛護会、市民緑地管理団体、シルバー人材センターといったこれまでの公園、緑地等の管理、運営の担い手の高齢化が進み、維持管理が困難となってきたことから、ボランティア団体等にインセンティブを提供する等、活動に参加しやすくなる維持管理の制度を構築する。	
	決算額	市民に親しまれる公園ボランティア支援事業費 3,605,487 円 里山保全事業費 5,132,370 円 公園施設管理費 596,311,991 円（県支出金 4,988,500 円、その他特財 19,837,746 円）
次年度予算への提言		
＜提言＞ 公園、緑地等の維持管理のあり方について 1. 担い手の高齢化が進み、公園・緑地等の維持管理が困難となっているため、市が主体となって委託の拡充など必要な取組を実施した上で、住民、企業がより協力しやすい公園の維持管理と市民協働による里山保全について、有償ボランティアに関する制度づくりなどを検討すること。 2. 企業や団体が行う公園の維持管理に対して、公園の利用許可や看板の設置等のインセンティブの導入を検討すること。 3. 活動団体への支援については、活動に必要な機械等もその対象とするなど、拡充を検討すること。 ※参考 事業実施に関する意見 ④新規事業の実施		

四日市市議会提言シート

～次期予算編成に向けて～

(令和6年8月定例月議会 決算常任委員会)

No. 1

事業名	防災備蓄品の見直しと市民への啓発について	
事業概要	安島防災備蓄倉庫、北部拠点防災倉庫、南部拠点防災倉庫などを災害初動期における防災拠点として整備し、災害支援物資や防災資機材等を備蓄しており、これらの資機材の整備、備蓄物資の更新、資機材の点検や施設の保守管理を行う。 また、災害に強いまちづくりの一環として、市内各所に設置した防災倉庫への備蓄食料や救出救護用資機材の整備、更新や、これらの保守管理を行う。	
	決算額	防災倉庫管理費：25,090,887 円
次年度予算への提言		
<提言> 防災備蓄品の見直しと市民への啓発について 1. 令和6年能登半島地震の教訓を生かし、自助として家庭などでの備蓄について市民への周知を図ること。 2. 行政として、備蓄品の見直しや拡充を検討するとともに、それらを保管する場所が不足するのであれば、新たな保管場所の調査と検討を進めること。また、その際には、補助金制度等を活用した家庭での保管という手法についても検討すること。 ※参考 事業実施に関する意見 ③拡大		

四日市市議会提言シート

～次期予算編成に向けて～

(令和6年8月定例月議会 決算常任委員会)

No. 2

事業名	介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について	
事業概要	介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができる。 この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ）であり、保険者に設置される介護認定審査会において判定される。	
	決算額	介護認定審査会費 103,980,567 円 認定調査費 119,567,068 円
次年度予算への提言		
<提言> 介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について 1. 高齢化に伴い、要介護認定の申請の増加が想定される中で、職員や調査員の業務効率化を図り、市民の利便性を向上させるため、介護認定にかかる日数の短縮に向けた調査研究を行うこと。 2. 調査研究にあたっては、申請のオンライン化、A I を活用した調査票の整合性の確認、認定調査員が直接入力できるシステムなどについても、調査事項に加えること。 ※参考 事業実施に関する意見 ③拡大		